

鶴舞こども園の移管先法人の募集について

平成30年1月16日
子ども政策課



現在、奈良市では、これまで保護者及び地域と連携しながら築き上げてきた奈良市立鶴舞こども園の教育・保育を継承し、更に発展させることを目的として、平成32年度より『公私連携幼保連携型認定こども園』へ移行する取組を進めており、平成29年11月28日に、幼保施設運営事業者選定委員会を開催しました。そこで有識者、保護者及び地域代表の方々に募集要項等を審議いただくとともに、その他個別にご意見・ご提案を頂戴しながら調整を重ね、この度、移管先法人の募集要項及び今後のスケジュールの方向性が決まりましたので、お示しさせていただきます。

1. 利用定員

定員は下表を下回らないよう設定することとします。

移管後	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号認定	—	—	—	30人	35人	35人	100人
2・3号認定	5人	8人	12人	15人	15人	15人	70人
合計	5人	8人	12人	45人	50人	50人	170人
学級数	—	—	—	2	2	2	6

※移管後は新たに3号認定の定員を設けるとともに、1・2号認定については増員し、各学年2学級とする予定です。

※1号認定子どもの募集に関して、利用定員を上回る応募があることにより選考を行うときは、特別な事情がある場合を除き、**登美ヶ丘中学校区の子どもを優先**とします。

2. 移管の方法

(1) 移管後の施設類型

「認定こども園法」第34条の規定に基づく「公私連携幼保連携型認定こども園」として、以下に掲げる事項を定めた『協定』を締結し、奈良市が指定します。

☆協定に定める事項

- 公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
※園名には「公私連携」である旨及び「鶴舞」の地名を入れることとします。
- 教育及び保育等に関する基本的事項
- 必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- 協定の有効期間
※当初の期間は、移管時に入園した園児が卒園するまでの6年間とし、期間満了後は、移管先法人が適切な運営が行われていると奈良市が認める場合は、協定内容の見直しを協議したうえで、更新することとします。
- 協定に違反した場合の措置
- その他設置及び運営に関し必要な事項



(2) 土地及び建物の取扱いについて

上述の協定を定めることにより、土地については原則無償貸付、既存建物については原則無償譲渡とする予定です。

(3) 移管に向けた施設整備について

鶴舞こども園の民間移管に際して、定員増員及び3号認定の定員を設定することになるため**平成31年度に移管先法人が必要な施設整備を行う予定です**。安全対策については、今後も当該園児だけでなく、小学生も含めた安全対策を小学校長とも協議しながら、移管先法人と十分に調整し、施設整備を実施します。

3. 応募資格

- 学校法人及び社会福祉法人
- 現在、認定こども園又は幼稚園、若しくは保育所を運営している法人
- 奈良市の教育・保育行政をよく理解し、本市と締結する協定等に規定する条件を遵守し、運営において積極的に協力できる法人



4. 移管に係る諸条件

鶴舞こども園の教育・保育を継承するにあたり、上述しているものも含め、以下のような諸条件を提示し、遵守できる法人が応募対象となります。

- 公私連携幼保連携型認定こども園の設置
- 学級数及び定員
- 園運営・事業内容
- 職員の研修
- 保護者負担
- 給食
- 移管準備
- 施設整備
- 教育・保育の質の評価
- 移管後の取組への協力

◇次ページ 諸条件の一部抜粋

●園運営・事業内容に関すること

☆教育・保育計画について

- ・奈良市立鶴舞こども園から継続して在園する園児については、在園途中に運営、職員が変わる影響を考慮し、その影響が最小限となるよう、奈良市立鶴舞こども園の教育課程、指導計画との継続性に配慮したものとすること。
- ・教育・保育内容については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」及び「奈良市立こども園カリキュラム」に基づき、教育・保育に関する全体的な計画を作成し、実施すること。
- ・園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、その活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めること。
- ・保護者をはじめ、地域の期待に応える魅力ある園運営に努めるとともに、鶴舞こども園が実践してきた地域との取組を継承し、地域の理解を得て、更に発展させるよう努めること。

☆特別支援教育について

- ・障がい児等特別な支援を要する園児を受け入れ、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮した教育・保育を実施すること。また、障がい児等の児童数、障がいの程度に応じて、職員を加配すること。
- ・移管前に鶴舞こども園を利用して障がい児等特別な支援を要する園児については、移管後も引き続き円滑に利用できるよう対応すること。

☆職員の配置等について

- ・常勤職員については、雇用条件が安定し、質の高い職員を確保し、経験・年齢のバランスがとれた職員配置とすること。
- ・専任の看護師を常勤で配置すること。
- ・園児の安定・継続した教育・保育の引継ぎ及び運営を行うため、鶴舞こども園に勤務していた臨時職員及びパート職員が移管後も引き続き就労を希望する場合は、その採用について配慮すること。

☆小学校との連携等について

- ・鶴舞こども園（幼稚園）がこれまで実施してきた小学校との連携を継続すること。
- ・鶴舞こども園（幼稚園）がこれまで培った地域との交流を継続すること。

●職員の研修に関すること

- ・奈良市立こども園カリキュラムへの理解を深め、それに基づいた教育・保育を引き継ぐことに加え、更なる教育・保育の質の向上のため、鶴舞こども園職員がこれまで参加していたように本市が主催する研修会に原則参加するとともに、内部職員研修を定期的開催すること。

●保護者負担に関すること

- ・保育料については、各市町村が条例で定める利用者負担額とすること。
- ・保育料、傷害保険料（独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度に係る実費負担を含む）以外の上乗せ徴収・実費徴収等の費用徴収については、三者協議会にて保護者の理解を得ること。なお、延長保育料・給食費については、現在の市立園の水準を基準に設定すること。

●移管準備に関すること

☆引継について

- ・教育・保育内容の引継ぎについては、1年かけて行うものとし、その実施にあたっては奈良市と連携し行うこと。
- ・平成32年1月から3月までの3か月は、法人の職員が鶴舞こども園にて、奈良市の職員と保育を合同で行う「共同保育」を実施することとし、法人は職員の派遣について協力すること。
- ・平成32年の民間移管後についても2、3か月を目途に、奈良市の職員が移管後の園に常駐して「共同保育」を実施し、その後も奈良市の職員が必要に応じ移管後の園へ訪問する「巡回保育」を実施することとし、法人はこのことについて協力すること。

☆三者協議会について

- ・保護者会との連携・協力関係を築くとともに、保護者代表、奈良市及び法人で構成する三者協議会を設置し、引継期間中を含め、保護者の声を真摯に受け止め対応すること。
- ・三者協議会は、いずれか一方の申し出があれば開催できることとし、教育・保育内容の継続性等については、三者協議会で確認し合うとともに、問題点の改善を行うなど本市の指導に従うこと。

●教育・保育の質の評価に関すること

- ・奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第16条に規定する教育・保育の質の評価については、鶴舞こども園がこれまで実施してきた学校評議員制度に基づく評価方法を引き継いだうえで行うことを原則とする。
※移管後については、評議員に本市職員も参加し、移管園が園児との信頼関係を十分に築き、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造することに努められているか等、諸条件に示す内容について遵守できているか評価を行うこととする。
- ・評価結果やその改善状況については、園のホームページ等に公表すること。

1月下旬頃に募集要項等を公表し、公募を開始する予定です。



【担当課】奈良市二条大路南一丁目1-1
奈良市子ども未来部子ども政策課
TEL:0742-34-4792
MAIL:kodomoseisaku@city.nara.lg.jp